

# PARKING IN TOKYO

一般社団法人東京駐車協会

## ■ 路外駐車場案内標識制度改定について

標識管理委員会

路外駐車場案内標識の設置は、東京都においては道路占用許可基準により当協会が道路占用主体となり各種許可を受けることが定められています。これにより当協会は設置者より一定の管理料(会員・一般各々一律)をいただき、標識管理に関する各種手続き等を行ってまいりましたが、設置場所毎に道路占用料の格差が拡大し、従来通りの管理料で運用していくことが難しくなっていました。こうした状況に鑑み、平成28年4月より道路に応じた受益者負担の考え方に基づいた管理料の改定を行うこととし、設置者の皆様へ平成27年11月に事前案内を行い、現在手続きを取り進めております。

### <改定前の管理料>

- |             |                     |           |
|-------------|---------------------|-----------|
| 1. 設置会社(会員) | 15,239円(消費税等1,219円) | 合計16,458円 |
| 2. 設置会社(一般) | 19,048円(消費税等1,523円) | 合計20,571円 |

\*平成18年度から据え置き。

### <改定後の管理料>

- |             |                     |           |
|-------------|---------------------|-----------|
| 1. 設置会社(会員) |                     |           |
| (1)協会手数料    | 11,000円(消費税等880円)   | 合計11,880円 |
|             | +                   |           |
| (2)実費       | ①道路占用料              |           |
|             | ②道路使用許可申請手数料        |           |
|             | ③屋外広告物許可申請手数料       |           |
| 2. 設置会社(一般) |                     |           |
| (1)協会手数料    | 16,000円(消費税等1,280円) | 合計17,280円 |
|             | +                   |           |
| (2)実費       | ①道路占用料              |           |
|             | ②道路使用許可申請手数料        |           |
|             | ③屋外広告物許可申請手数料       |           |

\*②実費については、①道路占用料は毎年度、②道路使用許可申請手数料は更新年度(主に5年毎)、③屋外広告物許可申請手数料(駐車場名入りの標識が対象)は更新年度(主に2年毎)に発生いたします。

以上